

「消費生活協同組合法施行令」の制定等への意見

[氏名]	日本生活協同組合連合会 専務理事 品川尚志
[住所]	〒150-8913 東京都渋谷区渋谷 3-29-8 コーププラザ
[電話番号]	(担当部局;改正生協法対策室) 03(5778)8126
[意見]	<p>○該当箇所 … 施行令全体</p> <p>○意見内容 … 下記参照</p> <ul style="list-style-type: none">・ 今回示された「消費生活協同組合法施行令」は、貸付事業に関連する事項を除き、「生協制度見直し検討会」における論議を踏まえ、その「報告書」に示された方向を具体化したものであり、施行令の個々の内容も、基本的には生協の実情や今後のあり方に即したものであると理解します。・ 今回示された「消費生活協同組合法施行令」に関連する厚生労働省令、及び「消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律」で規定された厚生労働省令を、可及的速やかに明らかにし、意見募集を行っていただくことを強く要望します。 <p>○理由 … 下記参照</p> <ul style="list-style-type: none">・ 規模が拡大し事業も複雑化しつつある生協の共済事業について、その事業の健全性を確保し、契約者保護をはかる観点から、今回、兼業規制の対象となる共済掛金総額の基準や、受託共済生協以外の共済代理店の範囲、クーリングオフができない場合、健全性基準の対象となる生協の範囲などが具体的に示されました。生協の実情や保険業法・他の協同組合法と照らして、概ね妥当な内容であると理解しております。・ 生協の経済事業主体としての責任が増大することに伴い、適正かつ迅速なガバナンスを実現し、生協外部からの監視機能を強化する観点から、今回、員外監事設置義務の基準や外部監査が必要な生協の基準などが示されました。「生協制度見直し検討会」や国会での論議を踏まえた内容であると理解しています。・ 2008年4月1日の改正生協法施行に向けて、現在、全国の生協はその対応準備を鋭意進めております。改正生協法対応を円滑に進める上で、厚生労働省令や模範定款例が早期に明らかにされることが必要となっております。